

大治町議会定例会（第3日）

令和7年6月10日

令和7年6月大治町議会定例会会議録（第3号）	
招集年月日	令和7年6月10日
招集の場所	大治町議事堂
開 議	6月10日 午前10時00分 宣告（第3日）
応 招 議 員	1番：池田耕介 2番：八神太紀 3番：手嶋いずみ 4番：後藤田麻美子 5番：鈴木康友 6番：鈴木 満 7番：三輪明広 8番：若山照洋 9番：松本英隆 10番：林 健児 11番：吉原経夫 12番：林 哲秀
不応招議員	な し
出席議員	応招議員に同じ
欠席議員	不応招議員に同じ
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長：村上昌生 教育長：平野香代子 総務部長：大西英樹 福祉部長：安井慎一 建設部長：三輪恒裕 教育部長：水野泰博 総務部次長兼税務課長：加藤 謹 福祉部次長兼民生課長：猪飼好昭 建設部雨水対策監兼都市整備課長：済田茂夫 総務課長：佐藤友哉 財政課長：富田伸司 防災危機管理課長：山田繁樹 企画政策課長：吉田美穂 収納課長：加藤真二 長寿支援課長：松木田英作 保険医療課長：水野克哉 保険医療課主幹：鈴木雅之 住民課長：立松 修 子育て支援課長：古布真弓 多世代交流センター所長兼介護・障害認定審査課長：立松 浩 保健センター所長：森本健嗣 下水道課長：後藤丈顕 都市整備課主幹：八神幸夫 産業環境課長：伊藤高雄 学校教育課長：太田悦寛 社会教育課長兼公民館長：加藤裕一 スポーツ課長兼スポーツセンター館長：水野 学 会計管理者兼会計室長：石塚秀樹
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長：横井宗宣 係長：櫛田初代

○議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和7年6月大治町議会定例会議事日程

(第3日)

令和7年6月10日(火) 午前10時開議

1 開議宣告

2 議事日程の報告

日程第1 議案第39号 令和7年度大治町一般会計補正予算(第1号) 《質疑等》

日程第2 議案第41号 大治町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について 《質疑等》

日程第3 議案第42号 大治町土地開発基金条例の一部を改正する条例について 《質疑等》

日程第4 議案第43号 大治町税条例の一部を改正する条例について 《質疑等》

日程第5 議案第44号 工事請負契約について 《質疑等》

日程第6 議案第45号 工事請負契約について 《質疑等》

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（若山照洋君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第39号令和7年度大治町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

12番林 哲秀議員。

○12番（林 哲秀君）

12番林 哲秀でございます。22ページをお願いいたします。

一番下段の14の工事請負費、通学路整備事業で700万の減額になって大変痛いと思います。3000万の多分見積りだと思います。2割ちょっとだと思えますけども、これに対する財源補填はまだほかに手段があるのか。最悪じゃなくてももう臨時予算を立てないかんと思えますけど、予定としてはいつ頃になるのか。補正予算をぜひやっていただきたいことでもありますけども、かなりの大きな金額ですので、どのように考えているのか。そこら辺をお願いします。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

22ページの通学路の整備工事でございます。このものにつきましては国費の内示額の減額に伴いまして700万減額をしておりますが、当初予定しておりました歩車道境界ブロックを撤去しガードパイプの据え替えという工事につきましては、そのままの整備ができますのでこれは工事のほうをさせていただきます。あと申請の時期にですね、実はふなはし歯科から西に行った点滅信号までの舗装修繕工事を一応要望をしておりました。今回、700万減額になった部分につきましてはその部分の舗装の修繕を一部縮小して施工をしていきたいと考えておりますのでよろしくをお願いいたします。

○12番（林 哲秀君）

カットされて補正を組んでやればよいと思えますけども、もう10年20年の道路工事じゃありません。50年以上はもつと思えますので。今言ったように、何々をカットするというよりも、その舗装の部分はカットしていただいてもいいんですけども、本線の工事のところはきちっとやっていただかないと、あそこは完全な通学路であり、年配の方の憩いの場の喫茶店行くところツールでございますので、非常に早くやっていただきたいという部分があるんですよ。だから、本線の工事のほうの、今言ったように、カ

ットされる部分かなり出るんですか、舗装の部分のほうはいいですわ。後からやれば  
いいことですから。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

先ほど言ったように本線の部分の工事につきましては、全ての工事を完了する予定  
でおります。舗装のほうで減少して、今回の700万減額分を調整するというような感じ  
になりますのでよろしく願いいたします。

○議長（若山照洋君）

他にありませんか。

3番手嶋いずみ議員。

○3番（手嶋いずみ君）

3番手嶋いずみです。ページ数20ページ。物価高騰対策支援金（事業者支援分）4300  
万ですけれども、これの860件見込んでおりますけれども、この算出ですけれども、資  
本金1000万以下の中小企業は分かりますけれども、個人事業者の対象者がちょっとよく  
分かりませんので、御説明のほうよろしく願いいたします。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

はい、個人事業主の関係でございます。こちらですね、確定申告でいいますと、ア  
の営業等、またはイの農業に数字が入っている方ということでございますので、よろ  
しく願いいたします。

○3番（手嶋いずみ君）

確定申告されていれば対象になるということでもよろしかったんでしょうか。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

はい、おっしゃるとおりでございます。

○議長（若山照洋君）

他にありませんか。

○1番（池田耕介君）

1番池田耕介です。19ページ20ページ。商工費の先ほどの物価高騰対策支援金（事業  
者支援分）のところですか。内閣府だったかな。内閣府が出しているこれ全体のもの  
で、令和5年度令和6年度で見ると、全体としては比較的、当初令和5年度は事業者  
支援が多いところから、令和6年度になると生活者支援であったり、推奨事業メニュ  
ーよりもさらに効果があると考えられる支援のほうに連動というか、移っているのかな  
という感覚を自分は受けましたが、大治町として今回この事業者支援という形をとられ  
た理由というか根拠というか、本当、何ですかコミュニティーセンターの光熱費より  
かはいいかなと思いますが、どういった経緯で事業者支援という形をとられたのか  
をお伺いをしたいです。

それから続いて、21、22ページの土木費、橋りょう維持費、橋りょう長寿命化事業費

ですかね。参考資料で出ている箇所、幾つか減っていますが、この場所の選定については予算が潤沢にあれば全部できるという中で心苦しい選択かと思いますが、交通量なのか、年数なのか、見た目の損傷具合なのかどういったふうで選択をしているとか、基準があれば教えていただきたいです。以上です。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

物価高騰の関係でございます。今まで大治町では物価高騰対策ということで、非課税世帯への給付、または、給食費への補助ということで行っておりました。今回、中小企業を対象にということで、こちらのほうをスポットを当ててということで町として判断をしたということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（若山照洋君）

総務部長どうぞ。

○総務部長（大西英樹君）

この点につきましては国のほうの重点支援地方交付金、こういったものが通知が参っております。その中には生活支援、生活者支援の部分それから事業者支援、大きく分けて二つございます。その中には事業者支援の中には中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援とか、そういったものをメニューとしては挙げられております。その中で、先ほど課長が申し上げたような理由から選ばせていただきました。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

それでは22ページの道路橋りょうの修繕工事でございます。このものにつきましては当初6基を予定しておりますがこれは全て健全度で2といわれるところの部類に入ります。今回選んだ2橋につきましてはその中でも交通量が多いところを特に優先してやらせていただきますのでよろしく願いいたします。

○議長（若山照洋君）

他にありませんか。

5番鈴木康友議員、どうぞ。

○5番（鈴木康友君）

22ページ。道路ストック修繕工事費、修繕事業費の減額分についてお伺いをさせていただきます。こちらについて舗裝修繕箇所ということで図も挙げていただいておりますが、これが2車線分のものが半分の車線を修繕するというので今回減額分のもものが上がっているんですが、2車線同時に工事をするのと、1車線、片側のみ工事するのと、技術的にといいますか状況的に、特にバスレーンのほうだったりとか今回の修繕箇所でないところ、同じ道路なんですけれどもかなりへこんでいるというかしているの、転圧をしたりとかそういう技術的なときに、片側1車線のみ工事したときと両車線したときと影響はないのかということについて伺いたいと思います。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

舗装修繕工事でございます。本来であれば一緒にやったほうがいいと思いますが、今回は予算の都合で片側車線ということになります。片側車線でやる場合につきましても両側車線でやる場合につきましても工事的にはそんな技術は変わらないと思います。ただ、片側車線をやれば交差点から交差点までのワンスパンができてつなぎ目が発生しないものですから、今回そのように片側車線でやらせていただく方向であります。つなぎ目ができますとそこで車とかの振動が多く発生する恐れがありますので、今回は片側ということ考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（若山照洋君）

他にありませんか。

鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

同22ページ、道路についてなんですけれども。今回の件について先ほど技術的に片側のほうが、つなぎ目がないほうが振動等においての状況においていいということなんですけれども、これ片側でこの同じメートル幅ではなくて、両道路、両側の道路をやって距離を縮めたほうがコスト的に安くなるかそういうことはないのでしょうか。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

コストの面ですと片側で全車線やっても半車線やってもメートルは変わらなくて、面積も変わりませんので、金額的には変わらないことになりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（若山照洋君）

他にありませんか。

11番吉原経夫議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。まず15ページですが、議案説明会の中で青色パトの件だとお伺いしました。本来、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー分）でやる予定を一般財源にして、それをその浮いた分また違うところに回していると。事業者支援分だと思うんですが、そういうのに回せると。それですね。青色パトだと国の推奨メニューに当たらないのでしょうか。それとも何か理由があって変えたのか。また、青色パトもう何年も前からやっていて効果がそれなりにあると思っておりますが、そこら辺ですね、何年かやってきた検証ですね、これどうなっているのか。もしわかれば何年から始めてどれぐらいやったとわかれば答弁していただきたいし、もし今できなければまた総務建設常任委員会的时候でもいいんで、きちっと青色パト何年前から始めてどういうようにやってきて、どういうこの間成果があったのかと。そこまで。総括ですね。今回でやめるってことでしたらしていただきたいと思うんで、その答弁をお願いいたします。

あと21ページ。道路維持でやはり今内示が認められなかったということで減らしていかってことはわかるんですが、できなかった部分ですね。例えば、その中でもちょっとね、余りにも段差があるとか穴があるとかあれば町の職員が行ってアスファルト埋めるとかそういうことをやっていかなきゃいけない。まず、ここに限らないでいろいろあると思うんですが、これこういうきちっとできないにしても、どうしてもひどいところは担当職員が行ってアスファルトを埋めるということを今まで以上にやっていかなきゃいけないと思うんですが、その体制がとれるのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。あと、27ページですね。27ページ28ページ。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時13分 休憩

午前10時17分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

吉原議員続けてお願いします。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。1番目の質問を続けて行います。21ページちょっと戻りまして、交通安全対策費で700万円減額と言われましたけど、国庫支出金と町債で7000ごめんなさい770万円減額して、一般財源で70万補填していると。ちょっとやっぱり足りなくて70万一般財源から増やしているということだと思んですが、そこら辺どうでしょうか。

あと27ページ。27ページ28ページのふるさと納税寄附金で、10万円で図書を購入するんですが、これはふるさと納税寄附金ですね、全てで使わせていただくとなると、10万ちょうどで本が買えるわけでもないと思うんで、超えた分は一般会計から一般財源から入れるのかなと思うんですが、そこら辺の負担についても答弁をお願いいたします。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の財源更正の御質問です。今回この財源更正するものについては、10月以降、青色防犯パトロール業務の委託をしないことに伴って、財源更正するものです。今回この財源更正することによって今後どういうふうにしていくかっていうのは、今でも職員によるパトロールしておりますのでそれを実施していく予定をしております。

今までの検証ですね、青パトの検証。こちらにつきましては、1番最初に開始した

年度が平成26年度からになりますね。平成26年度です。検証としまして、検証結果としましては侵入盗や自動車盗というものが平成26年当初、侵入盗で62件、自動車盗で18件あったものが、昨年、令和5年現在になります10件、自動車盗は4件ということで減少しておりますので、一定の効果はあったと考えております。以上です。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

それでは21ページ22ページ上段の舗装修繕工事でございます。今回の補正につきましては道路ストック修繕事業ということで国費を対象にしておるものですが、議員言われるように、小さい穴埋めにつきましては職員のほうで対応させていただいております。ただ職員にも対応できないものにつきましては業者のほうを依頼して対応しているということになります。

続きまして、下段の通学路整備事業の一般財源70万円の持ち出しにつきましては、このものにつきましては国費の減額に伴いまして起債等の借り入れも計算をしまして、最終的に事業費をクリアするために70万円どうしても一般会計から繰り入れなければならないということになりますので、70万円の一般会計の繰り入れがあるということになりますのでよろしくお願いたします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

図書購入費のほうでございますが、ふるさと納税でいただいているものとは別で、当初で組んでいる予算がございますので、そちらで対応しておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（若山照洋君）

他にありませんか。

○11番（吉原経夫君）

ちょっと再質問しますが、15ページの青パトの件で、10月から青パトをやらないということで、その分の国庫支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー分）それを財源更正するんですが、結局一般財源充てても、またやらなきゃ一般財源、どういうんです、補正予算組む。やらなければ、結局この段階だとやらないのではなくて財源更正したからまだやる形で残っていると思うんですよ。結局、財源の充てどころが交付金ではなくて一般財源に変えただけだから、だから10月からやらないというんだったらば、それは補正予算組んで減らすとかじゃなきゃいけないと思うんですが、その点まだ確定してないからそういう状態なんでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

3月議会のときにもですね、令和7年度当初予算は編成をさせていただきましたけれども、その中で幾らか執行を停止していくという行財政改革ということでお示しさせていただいた中にこの案件もございます。今回、この財源更正をする際に歳出も減額、議員おっしゃるような手法もあるとは思いますが、そのほかにもいろんな事業

が行革によって今年度減額措置をしたい案件がございますので、それとあわせてやらせていただきたいなというふうに考えておりました。ちょっと議案説明のときにそこまでしなかった、大変申し訳ございませんが、考え方としてはそういう考え方でございます。以上です。

○11番（吉原経夫君）

ということは、当初予算で組んでいて行政改革の中でやはり減額し、執行しない部分も出てくると。またそれと最終的に決算でやるのはやっぱりおかしいと思うんで、3月最後の議会のときに、補正予算で全部そういうやらなかった部分まとめて出していただけなのか。これちょっと考え方をお示してください。

○総務部長（大西英樹君）

今、行革推進本部庁内で立ち上げて、それから有識者の会議を1回やらせていただきました。次回8月頃をめぐりに考えておりますけれども、そのときにはあらかじめの確定をもって決めていきたいなと思っています。早ければ9月に減額措置ができればいいなとは思っておりますけれども、また来年度予算編成もございますので、またさらに今年度の補正ということも何かが出てくる可能性もありますので、そういった財源の活用にもなるのかなというふうに思っています。早ければ9月の議会で減額措置をしていきたいなと思っておりますけれども、これちょっと状況によって、あくまでも予定でございます。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号は予算決算常任委員会に付託します。

日程第2、議案第41号大治町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

11番吉原経夫君議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫君でございます。議案説明会の中で、この条例改正ですが、国が従うべき基準と参酌すべき基準というのを二つしてるということで、ちょっとそれ従うべき基準、参酌するべき基準ですね、わかれば教えていただきたいと思います。

あと、ちょっと私、勉強不足で余りわかってないんですが、この制度ですが、例え

ば普通の保育所・保育園でしたら町内在住の方しか町内の施設は利用できないのが原則なんです。この施設だと町外の方も、この制度だと町外の方も利用できる。また町内の方も町外の施設が利用できる。空きがあれば当日でもアプリなどで予約できるというように書いてあるものがありまして、それ事実なのかどうか。また、当日いろいろやっぱりキャンセルなどあると思うんですけど、そこら辺の扱いをキャンセル料の扱いはどうなっているのかというのを教えていただきたいと思います。

○子育て支援課長（古布真弓君）

まず1点目の参酌すべき基準と従うべき基準でございますが、従うべき基準を条例のほう申し上げさせていただきます。第7条、第8条、第11条。済みません第11条は職員に係る部分に限るということになります。それから第12条、13条、15条、18条、20条、21条ですね。こちら21条は調理設備に係る部分に限となっております。22条、23条。それから25条、こちらは職員及び設備に係る部分に限となっております。あと26条、以上が従うべき基準となっております。

続きまして、町外の方が利用できるのかどうかというところでございますが、こちらにつきましては、給付の事業になります。住所を置いている市町村が給付、認定をしますので、基本的には保育園と同じで町内の園に使っていただくということになるかと思っております。

キャンセル料につきましては、済みませんこちらまで私もちょっと確認不足ですが、現在のところキャンセル料についてちょっと見ているものを確認してなくて、今後そちらにつきましてもしっかり確認していきたいと考えています。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

あとですね、何か議案説明会の中で1カ月利用できる時間の上限などあると聞きましたし、また、空きがあればどこの保育園でも、今の話やっぱり町内に住所がなきゃ駄目のようですが、空きがあればどんな施設でもいいのか。また、できればですね、普通は固定したほうが子供のためになるとね、いろいろな施設を体験するよりも一つの施設でやったほうがいいと思うんですが、違う、希望の施設が空いてなければ他の施設になるのか、そこら辺も答弁をお願いいたします。

○子育て支援課長（古布真弓君）

失礼しました。先ほど1件ちょっと答弁漏れがありました。アプリでの申し込みということでございますが、今、国がシステムをつくっております。そちらにつきましては、利用者様、それから町、事業者の3者が使えるようなシステムとなっておりますので、パソコンといいますかアプリから利用申し込みという形になるかと思いま

す。

あと1カ月の利用ですけれども、今のところ、1カ月10時間が想定されております。利用につきましては、制度上この目的からいきますと同じ園を使っていただくのがいいかと思えます。ただ先ほど言われましたように、事業者がどの事業所がどれぐらいの規模でやれるかっていうところにもよりますが、やはり最初は初めて使うということになりますと、今もそうですけど面接というものも踏んでやることになります。できれば同じところで利用していただくのが一番いい利用の仕方ではないかと考えております。

○議長（若山照洋君）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号は文教厚生常任委員会に付託します。

日程第3、議案第42号大治町土地開発基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

6番鈴木 満議員。

○6番（鈴木 満君）

6番鈴木 満でございます。新旧対照表のほうですが、「財政上必要」とはまず何を該当する、何が該当するのか。続いて、目的の基金でありますけど、処分を積み直しはしないとしておりますけど、積み直す考えていうのはないのでしょうか。それと、今回の条例、限定的な条例にすべきではと僕は思っておるんですけど、これ、永久的にこの条例にしていくっていうことでしょうか。この3点まずお聞きしたいと思います。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時32分 休憩

午前10時33分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長どうぞ。

○財政課長（富田伸司君）

三つ質問いただきました。まず一つ目ですが、「財政上必要があると認めるとき」ということで具体的にという御質問でございますが、こちらにつきましては令和6年度の決算の状況や行財政改革の状況を踏まえて、処分の時期や金額を判断するというものでございます。

二つ目の御質問ですが、見直しをするのかしないかということですが、こちらの見直しができるというふうに考えております。

三つ目ですが、このまま永久的に続けるのかという御質問ですが、当面はこのままというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（若山照洋君）

総務部長どうぞ。

○総務部長（大西英樹君）

済みませんちょっと一点補足だけさせていただきます。「財政上必要な」というのはですね、財政調整基金が非常に少なくなってきた場合を想定しておりますけども、当町は他の基金もございますので、他の目的基金で執行ができるような事業についてはそちらを優先してやっっていこうというふうに考えております。

○議長（若山照洋君）

他にありませんか。

鈴木 満議員どうぞ。

○6番（鈴木 満君）

現在土地開発基金というのは約4億9000万ほどあるんですが、2400万円を残して約4億7000万円を運用するということになると思うんですが、これは1回で全部出すのでしょうか。それともその時々に応じて出していくものなのか。

それ今答弁いただきましたけど、積み直しはしないというふうにされているんだと思うんですけど、できるってことでしょうか。ここを聞きたいと思います。

○財政課長（富田伸司君）

それでは一つ目の御質問でございますが、基金を使うのは1回で使うかその時々かという御質問でございますが、その時々、その都度、基金を処分するというふうに考えております。そのときの状況に応じまして、そのとき必要な、必要になりましたら基金を処分させていただくというふうに考えております。

積み直しの御質問でございますが、こちらの第2条はですね、の3項になりますけども、「基金の額は、積立額相当額を増加するものとする」という条項がございますので、それに基づきまして積み直しができるということでございますのでよろしくお願いたします。

○議長（若山照洋君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第42号は予算決算常任委員会に付託します。

日程第4、議案第43号大治町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

6番鈴木 満議員。

○6番（鈴木 満君）

6番鈴木 満でございます。たばこ税のことでちょっと聞きたいと思います。今回加熱式たばこが新たに加わったということですが、このことにより昨年度の実績を踏まえて考えた場合、大治町としての税収ってというのは増減ってというのはどのように変わっていくものか教えていただきたいと思います。

○総務部次長兼税務課長（加藤 謹君）

加熱式たばこに関しましては非常に多種多様な商品がございます。非常にですね影響額を試算すると非常に困難ではございますが、令和5年度の本数換算から加熱式たばこに今回改正の内容に応じて試算をしたところですが、一応来年度につきましては、約900万円程度の増額が見込まれるというふうに考えております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第43号は総務建設常任委員会に付託します。

日程第5、議案第44号工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第44号は総務建設常任委員会に付託します。

日程第6、議案第45号工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号は文教厚生常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時40分 散会